

「武蔵野小学校PTA」
第49回定期総会資料

<書面決議>



議 事

- (1) 令和7年度活動報告について
- (2) 令和7年度決算・会計監査報告について
- (3) 令和8年度本部役員・庶務・会計監査員について
- (4) 令和8年度活動方針案
- (5) 令和8年度予算案

令和7年度 本部活動報告一覧

1. 校内行事

ボランティア制を施行しました。多くの庶務さん、ボランティアさんのご協力で運営できました。

時期	活動	備考
R7年4月30日	助産師近藤先生による出張授業(6年生)	P8参照
5月	PTA団体傷害保険契約更新	1世帯120円
5月27日	第47回定期総会	書面決議
5月31日	助産師近藤先生による出張授業(4年生)	P8参照
6月10~20日	PTA会費集金	
6月27日	第1回運営委員会	会議中、保育実施
8月	卒業式コサージュ注文	P7参照
R8年1月20日	助産師近藤先生による出張授業(5年生)	P8参照
2月2日	給食試食会開催	P9参照
2月13日	第2回運営委員会	会議中、保育実施
2月28日	6年生を送る会 記念品(ナップサック、シャープペン)配布	P7参照
3月25日	卒業式 先生へ寄せ書きアルバムと花束贈呈、コサージュを配布	P7参照
4月4日	校外ごみ拾いボランティア	P5参照
通年活動		
月1回	登校見守り活動	P4参照
7月、12月、3月	PTAだより発行	P6参照

議事 (1) 令和7年度活動報告

2. 昭島市公立小学校PTA協議会

市内13校のPTAの集まりです。PTA同士の情報交換や、教育懇談会の開催をしました。

時期	活動	備考
6月6日	総会	富士見丘小にて
7月4日	第1回理事会	富士見丘小にて
10月3日	第2回理事会	アキシマエンスにて
11月	昭島市への要望書提出	
令和8年2月13日	第3回理事会	成隣小にて
4月	昭島市より要望書回答受理	武蔵野小学校HPで公開

3. コミュニティスクール (学校運営協議会)

市の委託を受けて、地域の方と学校の在り方について考える会です。副会長が参加しました。

時期	活動	備考
6月6日	第1回学校運営協議会	顔合わせ
10月11日	第2回学校運営協議会	運動会
11月15日	第3回学校運営協議会	武蔵野フェスティバル
1月17日	第4回学校運営協議会	学校公開
2月20日	第5回学校運営協議会	年度末評価

【庶務さん、保育サポーターさん、ボランティアの皆さん、ご協力ありがとうございました！】

- ・プリントの印刷、配布準備
- ・ごみ拾いボランティア
- ・見守り登校への参加
- ・会議中の保育
- ・ウィズユース主催のイベントのお手伝い
- ・パソコン入力作業

などなど、たくさんのご協力をいただきました。

議事 (1) 令和7年度活動報告

【運営委員会での議題】

- ・子どもたちへ、助産師さんのいのちの授業を届けたい⇒令和7年度実施、8年度も継続
- ・見守り登校や給食試食会などのイベントについて共有しました。
- ・上履きなどのリユースについて、学校の意向を確認しました。
- ・子どもたちの学校や家庭での様子についてなどなど、子どもたちの学校生活のためにさまざまな話し合いをしました。
- ・今後のPTAのあり方について話し合いました。

令和7年度 見守り登校 活動報告

武蔵野小学校PTA本部
副会長 中村 幸子

<活動内容>

年	月日	内 容
令和7年	6月	地域協力者へ「PTA見守り活動ご協力をお願い」郵送
	6月10日	第1回 実施
	7月8日	第2回 実施
	9月9日	第3回 実施
	10月15日	第4回 実施
	11月11日	第5回 実施
令和8年	12月9日	第6回 実施
	1月13日	第7回 実施
	2月10日	第8回 実施
	3月10日	第9回 実施
	4月14日	第10回 実施
	5月12日	第11回 実施

<会計報告>

本部活動費より 切手代 2,750円 支出

<活動のまとめ>

前日までにマチコミで周知し、登校時間には見守りや声かけをお願いしました。また今年度、新たな試みとして見守りを強化したい通学路のコースを毎月指定させていただきました。

保護者の方々や地域の皆様のご協力のおかげで子供たちの安全を見守ることができました。

昭島警察署OBのスクールカウンセラーの方にもご協力いただきました。誠にありがとうございました。

令和7年度 ごみ拾いボランティア・保育サポーター活動報告

武蔵野小学校PTA本部
副会長 奥野 友

1. ごみ拾いボランティア報告

日付	活動内容
令和8年4月4日	校庭・校外ごみ拾い

<活動のまとめ>

- ・親子総勢42名の方が参加してくださいました。
- ・子どもたちはゲーム感覚で「宝探し」のようにごみを集めてくれました。
- ・コンビニの周りや、公園でたくさんのごみが見つかり、ポイ捨てについて残念そうに話す子がいました。
- ・ごみ拾いのあとは、校庭を開放し、子どもたちは自由に遊び、親同士も交流する時間を過ごしました。
- ・PTA本部で「しばっち」のステッカーを作成し、参加者に配布しました。

2. 保育サポーター活動報告

実施日	時間	保育サポーター人数
6月27日 第1回運営委員会	18:15~20:00	2人
令和8年2月13日 第2回運営委員会	18:15~20:00	1人

- ・保護者による保育サポーターに保育をお願いしました。
- ・保育サポーターの方と話し合い、お預かりのルールを決めて安全な保育ができるようにしました。
- ・保育サポーターの方には、謝礼をお支払いしました。(1,100円/時間)
- ・サポーターの方に協力を得ながら、令和8年度も保育を実施します。

令和7年度 広報活動報告書

武蔵野小学校PTA本部
書記 佐々木 直里

【活動内容】

年月	内容
令和7年7月	PTAだより作成 ホームページ掲載・マチコミ送信 PTAだより vol.1
令和7年12月	PTAだより vol.2
令和8年3月	PTAだより vol.3

【会計報告】

本年度はデータ送付のみで印刷しなかったため、使用しておりません。

<活動まとめ>

PTAだよりを3回発行いたしました。学校からのお便りに倣い、ペーパーレス化と効率化を考えマチコミでのデータでの配布といたしました。

当初お知らせしていた通り、教職員紹介は教職員の意見を尊重し、教職員の個人情報、人権擁護の観点から、学校と協議を重ねた上で廃止を決定いたしました。

来年度は学期末に発行していたPTAだよりを廃止し、イベント毎にマチコミで報告していく形をとります。

令和7年度 卒業記念品関係報告

武蔵野小学校PTA本部
会計 大澤 敦子

【卒業記念品について】

令和6年度の卒業生には、以下の記念品3点を贈呈いたしました。

- 学校名入りシャープペンシル
- 学年Tシャツロゴ入りナップサック

記念品は、卒業対策委員会にて実用性や記念性を考慮しながら選定し、PTA運営委員会にて承認のうえ配布いたしました。

ご協力くださった保護者の皆様、ありがとうございました。
今後も、子どもたちにとって心に残る記念品を届けられるよう努めてまいります。

【卒業式での教職員への贈りもの・祝電について】

卒業式当日、教職員の皆様へ感謝の気持ちを込めて、以下の贈りものをお渡ししました。

- 名入れ指示棒
- メッセージアルバム

また、PTAより卒業をお祝いするポスターを作成し、式場内の「祝電コーナー」に掲示いたしました。

【会計報告】

費目	金額
記念品一式	¥147,707

令和7年度 助産師出張講座開催報告書

武蔵野小学校PTA本部
会計 中村 知己

【活動内容】

令和7年4月30日 (木)

時間	内容
1時間目	6年1・2組合同授業

令和7年5月31日 (土) 学校公開

時間	内容
1時間目	4年1組
2時間目	4年2組

令和8年1月20日 (火) 保護者観覧

時間	内容
3・4時間目	5年1・2組合同授業

【会計報告】

費目	金額
講師謝礼 (1回25,000円×3回)	75,000
合計	75,000

<活動まとめ>

昭島市朝日町にある「めぶき助産院」の近藤智子院長をお招きし、生命の誕生についてや、自分の心と身体を大切にすることについて、お話をさせていただきました。

近藤先生は、市内外の小中学校や、市の行事などで多数講演をされています。

本校PTAでは、令和5年度に保護者向け、6年度には児童向けに包括的性教育の出張講座という形で先生をお招きすることが実現できました。

令和7年度は、4年生向け・5年生向け・6年生向けとそれぞれの心身の成長に合わせ、3回の出張講座にお越しいただきました。

いのちが生まれる確率の奇跡のようなお話に驚き・感動する児童、胎児から生まれたばかりまでを再現した赤ちゃんのお人形を抱っこするときに大切そうに抱く児童、先生のお話を真剣に聞く姿が見受けられました。

授業を参観して下さった保護者の方からも、「感動しました」と感想をいただきました。

先生は、ふりかえりシートで相談や質問を書いた児童には、後日ひとりひとりにお手紙を返してくださいました。

PTAは、授業前に、学年担任の先生と講師との打ち合わせ、当日赤ちゃんのお人形を全員に回すサポートなどをさせていただきました。

助産師さんとの出会いをきっかけに、「自分も周りもかけがえのないいのち」であることを知り、子どもたちが健やかな人間関係を築く一助になればと願っております。

令和7年度給食試食会実施報告書

武蔵野小学校PTA本部
会計 村山 亜未

【活動内容】

令和7年 11月	マチコミメールにて試食会の開催日程等を学校全体へ配信
令和7年 11月19～11月28日	マチコミメールから参加者募集 申込期間
令和7年 12月	参加者人数決定
令和8年 1月30日	マチコミメールにて再度参加者様に向けて持ち物等を配信
令和8年 2月2日	給食試食会開催
令和8年 3月25日	PTAだよりにて実施報告

【集金報告】

参加者人数	22名
1食	287円
合計	6314円

<活動まとめ>

子供達が毎日食する給食を保護者に実際に体験してもらう機会を設けました。
栄養士の先生から献立作成、調理工程、食材など普段知れない給食について直接説明を受け、給食のありがたさを実感することができました。

R7年度決算報告書

収入の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
1 会費	400,000	320,000	80,000	1,000円×320世帯
2 昨年度繰越金	384,354	384,354	0	
3 雑収入	0	180,032	-180,032	積み立てから移行、受取利子
合計	784,354	884,386	-100,032	

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
運営費	事務費	30,000	40,722	-10,722	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	150,000	147,707	2,293	卒業生コサージュ代、卒業生記念品
	合計	180,000	188,429	-8,429	
活動費	本部活動費	224,700	86,207	138,493	ポスター作成、外部講師代他
	傷害保険費	37,800	38,250	-450	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算
	合計	262,500	124,457	138,043	
積立金	積立金	30,000	0	30,000	特別行事等の積立金 ※2
	定額貯金	0	0	0	※2
	合計	30,000	-	30,000	
予備費	226,543	0	226,543		
総合計	699,043	312,886	386,157		

※1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

※2	前期末の積立金残高	R7年度積立金	本年度末の積立金残高
①積立金	179,274円	0円	0円
②定額貯金	738,000円		738,000円

2026年3月31日

会計 大澤 敦子

会計 中村 知己

会計 村山 亜未

収支について監査の結果、正当であることを確認しました。

2026年3月31日

会計監査 久保田 紅葉

会計監査 清水 瞳

議事（４）令和８年度新本部役員・会計監査員に関する件

令和８年度PTA本部役員・庶務・会計監査員候補(案)

役職	氏名	児童のクラス
会長	該当者なし	—
副会長	中村 幸子	５－２
	奥野 友	５－２
	市川 克雄	教職員
書記	清水 恭代	２－３
	佐々木 直里	６－１
	花田 耕仁郎	教職員
	中村 信一	教職員
会計	大澤 敦子	２－２
	中村 知己	４－１
庶務	村山 亜未	４－２、１－１
	渡部 あい	２－１
	土屋 梓	２－１、２－３
	山崎 明日香	２－２
	佐藤 嘉織	４－１
	中本 幸子	４－１
	菱田 領子	４－１
	井上 智子	４－２
会計監査	久保田 紅葉	５－１
	清水 瞳	５－２

令和8年度年度 PTA活動方針(案)

【活動方針】

子どもの健やかな成長と楽しい学校生活のために活動します。

- 活動にあたってはボランティア制を採用し、会員が無理なく活動に参加できるようにします。
- 参加義務のある委員会活動、くじ引きによる役員選出は行いません。
- 親と学校が子どものための活動を行うという本来の目的を果たしつつ、保護者の負担軽減を意識し、時代に合うPTAを目指します。

【活動内容】

■交通安全見守り活動

- ・月に1度子どもたちの登下校を見守ります。事故防止の他、学校生活や子どもたちの様子が見えてきます。

■ボランティア活動

- ・学校内外でのボランティア活動を企画します。
- ・ボランティアをした後は、お楽しみの時間も設けて、学年の違うお友達との交流や、保護者同士のコミュニケーションの場として活用できたらと思います。

■イベント実施

- ・「いのちの大切さを学ぶ」授業を子どもたちに届けます。
- ・給食試食会を開催します。武蔵野小のおいしい給食を体験しましょう。

■PTAだより発行を廃止

- ・今後はイベント毎のご報告を行っていきます。

■昭島市公立小学校PTA協議会への参加

市内のPTAと連携し、昭島市への要望書を出すなど子どもを取り巻く環境の改善に努めます。

■PTA会費

PTA活動の運営財源として、1世帯年額500円を徴収させていただきます。

(傷害補償保険 年額120円/世帯 を含みます。)

※ 昨年度の1,000円より減額しました。

運営委員会の日程(仮)

第1回	2026年 6月 26日(金)18時30分～	武蔵野小学校会議室にて
第2回	2027年 2月 12日(金)18時30分～	武蔵野小学校会議室にて

※運営委員会は全会

員が傍聴できます。

令和8年度予算案

収入の部

項目	本年度	前年度	比較	摘要
1 会費	150,000	310,000	-160,000	500円×300世帯
2 昨年度繰越金	571,500	384,543	186,957	
合計	721,500	694,543	26,957	

※1

支出の部

項目	本年度	前年度	比較	摘要	
運営費	事務費	40,000	30,000	10,000	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	150,000	150,000	0	卒業生コサージュ代、6年生を送る会
	合計	190,000	180,000	10,000	
活動費	本部活動費	100,000	224,700	-124,700	PTA行事他
	傷害保険費	40,000	37,800	2,200	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任 保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算
	合計	140,000	262,500	-122,500	
積立金	積立金	0	0	0	特別行事等の積立金廃止
	備品購入積立金	0	0	0	
	定額貯金	0	0	0	
合計	-	-	0		
予備費	0	246,202	-246,202		
総合計	330,000	688,702	-358,702		

※2

※1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。総会決議にて会費1000円から500円に変更。

※2	前期末の積立金残高	R7年度積立金	本年度末の積立金残高
①積立金	179,196円	0円	0円
②定額貯金	738,000円	0円	738,000円

「武蔵野小学校PTA」
会則(案)



「武蔵野小学校PTA」会則

第1章総則

- 第1条 本会は「武蔵野小学校PTA」といい、所在地を同校内におきます。
(住所：昭島市武蔵野2-3-1)
- 第2条 本会は児童の幸福と健全な成長を図るために、憲法・教育基本法の内容に沿って保護者（または、これに代わる者）と教職員が協力します。また、学校・家庭・社会における教育条件の改善・充実につとめるとともに、会員の教養を高め親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の方針を守ります。
1. 学級・学年・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め会員の総意を集めて活動します。
 2. 学校や学区内の教育的環境を整備・改善するために努力します。
 3. 会員の様々な研修やサークル活動を盛んにするよう努めます。
 4. 本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をします。ただし本会及び会員はその名において特定の政党・宗派・営利企業に対しこれを支持したり反対したりしません。
 5. その他、本会の目的を果たすための必要な活動を行います。
- 第4条 本会会員は本会の主旨に賛同する本校児童の保護者（又はこれに代わる者）〈以下これを保護者と称す〉と教職員により構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第2章会 計

- 第5条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてます。
- 第6条 会費は世帯単位とし、その金額は定期総会で決定します。ただし会員の事情により免除することができます。
- 第7条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第3章本部役員および会計監査員

- 第8条 本会の役員〈以下、本部役員と称す〉及び会計監査員は次のとおりとします。
1. 会長 1名以上（保護者）
 2. 副会長 若干名（保護者，副校長）
 3. 書記 若干名（保護者，教職員1名）
 4. 会計 若干名（保護者）
 5. 会計監査員 2名（保護者）
- 第9条 本部役員及び会計監査員の任期は1年とし、会員からの推薦を受け本人の承諾があれば再任を妨げません。ただし、他の役員との兼任は認めません。
- 第10条 本部役員及び会計監査員の任務は次のとおりとします。
1. 会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理などいっさいの責任を負います。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故がある時はその代理を務めます。
 3. 書記は、諸会議の通知、記録、その他の資料を整理保管します。
 4. 会計は、経理事務を行い報告します。
 5. 会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告します。
- 第11条 本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「細則」本部役員・会計監査員選出に関する細則」に基づいて行います。ただし、教職員側役員の選出については教職員に一任します。

第4章定期総会・運営委員会

- 第12条 定期総会は本会の最高議決機関であり、毎年度初めに開催されます。
1. 運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 第13条 定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。
1. 前年度の事業並びに決算報告の審議・承認
 2. 本部役員・会計監査員の承認及び就任
 3. 新年度事業計画及び予算の審議・決定
 4. その他重要事項の報告・審議・決定
- 第14条 定期総会の成立定数は会員（世帯単位）の3分の1以上とし、委任状又は書面表決書を認めます。議

- 決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。議長は互選によります。
- 第15条 運営委員会は、本部役員で構成します。
- 第16条 運営委員会は第16条の構成員の2分の1以上の出席で成立し、会議の議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。
- 第17条 運営委員会は会務についての企画・立案・調整及び緊急事項を処理し、会の運営に必要な事項について審議議決を行います。

第5章 庶務係・PTA組織

- 第18条 本会の活動を円滑に行うため、庶務係並びにPTA組織を置きます。
1. 庶務係
 2. その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織
- 第19条 庶務係並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。

第6章 補 則

- 第20条
1. 運営委員会は原則として公開します。一般会員は必要に応じて会を傍聴することができます。
 2. 校長（または副校長）は、PTAの活動が学校の運営に関わる場合、各種の委員会等に出席して意見を述べ、相互の調整に当たることができます。
- 第21条 本部役員・会計監査員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理をおくことができます。この選出方法については運営委員会において協議し適切に処理します。
- 第22条 この会則の改廃は、定期総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。ただし、本会の運営について必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会での承認をもって改廃することができます。なお、この細則の改廃については定期総会に報告し正に承認されるものとします。
- 第23条 災害等緊急事態時に本会則及び細則にある通りの活動が困難と判断した際は、本部役員及び校長と協議の上、内容などの変更ができるものとする。
また、変更内容については特例とし、報告することとする。

付則 この会則は昭和53年2月1日から実施します。

昭和61年	5月10日	一部改正
昭和62年	5月9日	一部改正
昭和63年	5月14日	一部改正
平成9年	5月17日	一部改正
平成10年	5月16日	一部改正
平成11年	5月15日	一部改正
平成19年	4月1日	一部改正
平成20年	11月21日	一部改正
平成23年	4月28日	一部改正
平成24年	4月27日	一部改正
平成25年	4月25日	一部改正
平成26年	4月23日	一部改正
平成28年	5月2日	一部改正
令和元年	5月18日	一部改正
令和2年	6月20日	一部改訂
令和3年	5月28日	一部改訂
令和5年	5月26日	一部改訂
令和7年	5月29日	一部改訂

[細則Ⅰ] 本部役員・会計監査員選出に関する細則

第1条 会則第3章第12条に基づき、本部役員・会計監査員に関する細則について次の通り定めます。

第2条 本部役員について

イ. 保護者より本部役員（7名以上）を選出します。

ロ. 各役職は当人との合意に基づいて決定されます。

第3条 本部役員は全校より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。

第4条 会計監査員について

イ. 会計監査員は保護者から2名を選出します。

ロ. 会計監査員は本部役員経験者とします。

第5条 本部役員及びその役職と会計監査員は、定期総会の承認を得て決定されます。

(付則) 令和 2年 6月20日 新設

令和4年度本部役員選出より適応する。

[細則Ⅱ] 庶務係に関する細則

第1条 会則第5章第19条に基づき、庶務係に関する細則について次の通り定めます。

第2条 庶務係は、保護者より選出します。

第3条 庶務係は、全校より立候補もしくは選出された保護者によって構成します。

第4条 庶務係は本部役員と連携し、会の運営に協力します。

(付則) 令和5年5月26日 新設

[細則Ⅲ] 弔慰金等に関する細則

第1条 会員及びその家族に対する弔慰金は次のとおりとします。

1. 在校児童の父母及び教職員死去の場合 金額 10,000円

2. 在校児童死去の場合 金額 10,000円

3. 教職員父母、子死去の場合 金額 5,000円

4. 教職員の配偶者死去の場合 金額 5,000円

5. その他、本校の教育活動においてご協力された方 金額 5,000円

第2条 以上の規定以外、特に必要と認めた場合は運営委員会で協議の上処理します。

(付則) この細則は昭和55年4月1日に制定

昭和57年4月 1日 一部改定

平成17年5月13日 一部改定

平成19年4月 1日 一部改定

平成24年4月27日 一部改定

平成26年4月23日 一部改定

令和 元年5月18日 一部改定

[細則Ⅳ] 周年行事開催年に関する細則

第1条 本校の周年行事開催年となった場合は、本部役員の人員を増員する事ができます。

役職及び人数は運営委員会にて決定します。

第2条 役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出に関する細則」に準じるものとします。

(付則) 平成24年4月27日 新設

平成26年4月23日 一部改訂

令和 元年5月18日 一部改訂

令和 3年5月28日 一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則Ⅴ] 昭島市公立小学校PTA協議会に関する細則

第1条 昭島市公立小学校PTA協議会において本校が会長校又は副会長校になった場合は、専従の本部役員をおくことができます。役職及び人数は運営委員会で決定されます。

第2条 専従役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出に関する細則」に準じるものとします。

(付則) 平成24年4月27日 新設

平成26年4月23日 一部改訂

令和 元年5月18日 一部改訂

令和 3年 5月28日 一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

令和 5年 5月27日 一部改訂

[細則VI] 本部役員及び委員の免除に関する細則

第1条 2年以上継続して本部役員になった場合、次年度より5年間につき、本部役員及び各委員を免除できるものとします。

(付則) 平成28年 5月 2日 新設
令和 元年 5月18日一部改訂
令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則VII] 相談役に関する細則

第1条 本部役員経験者を相談役として選出できるものとします。

第2条 相談役は会則第1章第4条の構成会員に限らず選出することができるものとします。

第3条 相談役の選出は運営委員会で選出し、定期総会にて承認されるものとします。

第4条 相談役の任期は1年とし、本人の承諾があれば再任を妨げません。

第5条 相談役は運営委員会・各委員会への出席が認められるものとします。

第6条 相談役はPTA活動における助言、相談を受けるものとし、議決権を持たないものとします。

(付則) 令和 2年 6月20日 新設
令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則VIII] 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、武蔵野小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA会費請求、役員・委員管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本部役員・委員会名簿等の作成
- (4) 児童の校内外での安全管理のため

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTAに書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂

行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(付則) 令和 元年 5月18日 新設